

クリーニング所(一般) の て び き



令和4年(2022年)8月1日 改訂

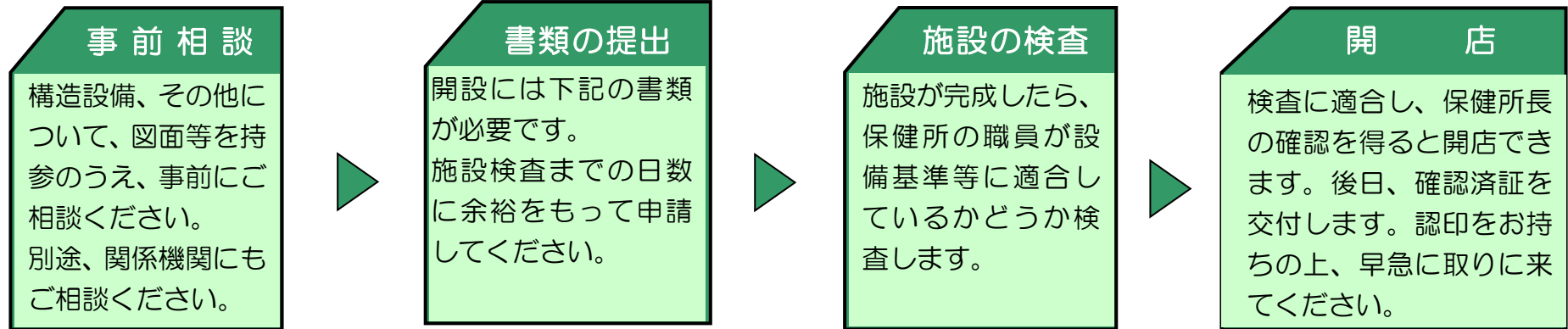
八王子市保健所 生活衛生課
環境衛生担当

〒192-0046 八王子市明神町3丁目19番2号 東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟5階

電 話 042(645)5142(直通)

ファックス 042(644)9100

クリーニング所(一般)開設までの手続き



開設時に必要な書類

- 開設届
- 構造設備の概要・付近の見取図
- 施設の平面図
- 有資格者の免許証（本証提示）
- 検査手数料（24,000円）
- 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6ヶ月以内）（原本提示）

(例) クリーニング所 (一般) 構造設備概要

区分処理・格納設備

- 洗濯物を未洗濯、洗濯済、仕上がりに区分する。
- 要消毒の洗濯物を取扱う場合、他の洗濯物と区分して処理するための容器を備える。

苦情の申出先

- クリーニング所の名称・所在地・電話番号を明記する。

受取り、引渡し場

- 仕上りと未洗濯品が混ざらないよう区分する。

出入口

※洗濯物の受取りや引渡しを行うロッカーを設置する場合は保健所へ相談してください。

テトラクロロエチレンの貯蔵及び蒸留残さ物等の保管

- 貯蔵場所及び保管場所は、床面を不浸透性材料とし、かつ、直射日光及び雨水を防止できる構造とする。
- 貯蔵タンク及び保管容器は、密閉でき、かつ耐溶剤性の容器とする。

ドライ設備

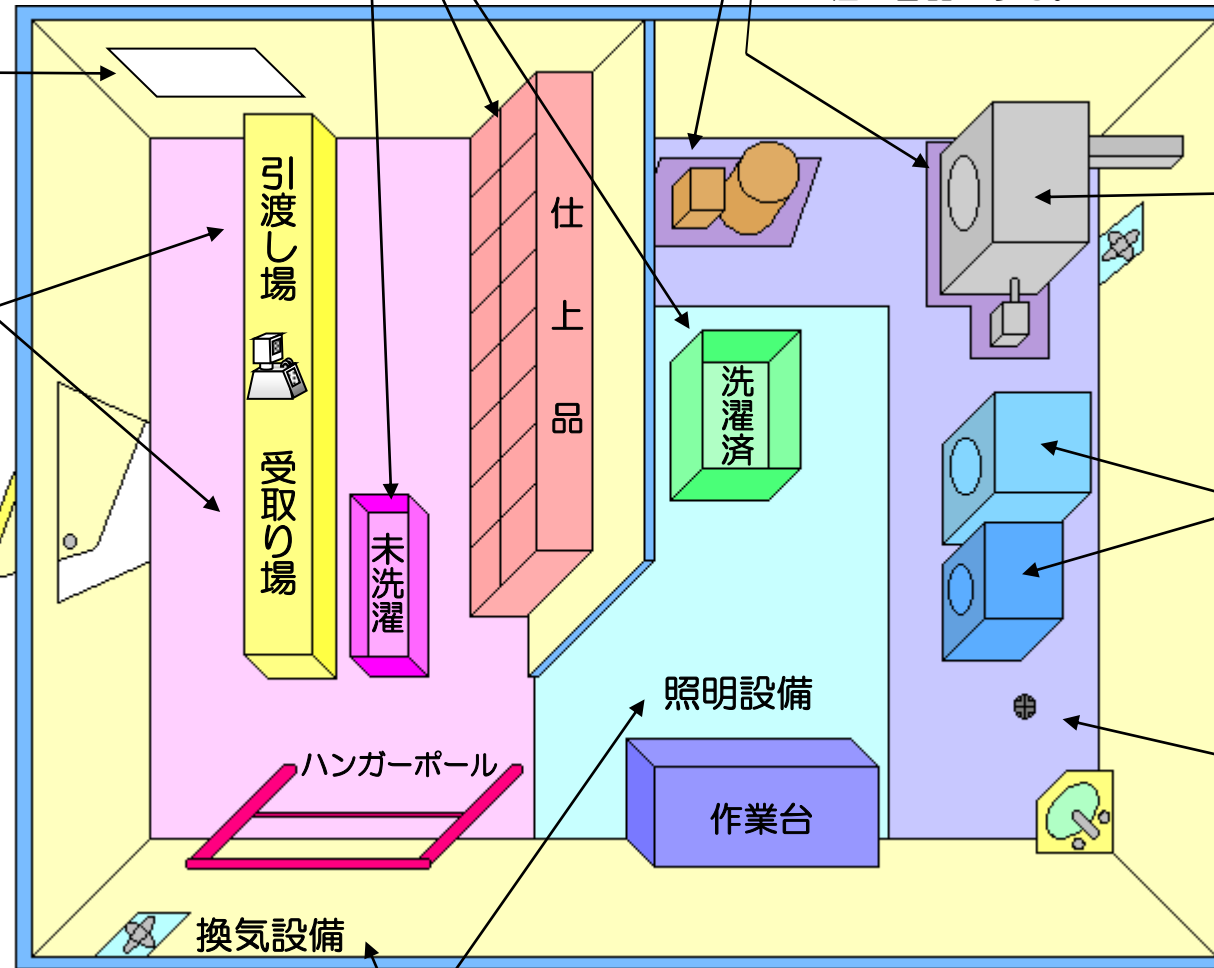
- 排水処理装置・溶剤蒸気回収装置を設置すること(テトラクロロエチレンを使用する場合)。

業務用機械

- 洗濯機及び脱水機をそれぞれ1台以上、備える。

洗いの床

- 不浸透性材料とする。
- 適当な勾配と排水口を設ける。



換気・採光・照明

- クリーニング所内は換気、採光及び照明を十分にする。

クリーニング所の各種申請・届出手続きについて ～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ 新規開設届

- 開設者を変更する（個人→法人・法人→個人なども含む）
- 施設を移転する（仮店舗も含む）
- 施設を大規模に増改築する
- 施設を建て替える 等

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ 変更届

- 法人代表者を変更した
- 施設を小規模に増改築した
- 種別を変更した（一般→取次、取次→一般）
- クリーニング師を変更した 等

届出事項が変わったときには変更届が必要になります。
届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、構造設備の概要などとなります。

*** 施設の変更は事前に保健所に相談してください。**

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
（履歴事項全部証明書（法人の場合）、施設設備図面 等）

◆ 承継届

- 開設者（個人）が死亡し、相続をした
- 法人が合併・分割した

必要書類（個人の場合）

- * 承継届
- * 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
又は、法定相続情報一覧図の写し
- * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
 - ❖ 被相続人死亡後、遅滞なく届出をしてください。

法人の合併・分割による手続きについては事前に相談してください。

◆ 廃止届

- 営業をやめた 等

必要書類

- * 廃止届（廃止した後の提出となります）
- * 施設開設時の確認書

ご不明な点は保健所までお問い合わせください。

クリーニング所(一般)日常の衛生管理等

施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。
換気・採光・照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライ機の稼働中には定期的に換気する。 ・照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分に作る。
洗濯物が接触する設備の清潔	受渡し・シミ抜き・仕上げの作業台、洗濯物の収納容器、洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。
未洗濯物と洗濯物の区別	受渡し場及び洗い場では、未洗濯物と洗濯済・仕上済の洗濯物を明確に区別する。
溶 剤	<ul style="list-style-type: none"> ・溶剤は、密閉容器に入れ、日光の当たらない場所に保管する。 ・排液や溶剤蒸気は、溶剤の種類に応じて適切に処理する。 ・蒸発残さ物等の汚染物は密閉できる専用容器に入れて、専用の貯蔵場所に保管する。
利用者への説明	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し、苦情の申し出先を明示（掲示と書面の配布）する。 ・洗濯物を受け取る時は、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、利用者の了承の上で処理を行う。
従事者に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング師は全員、業務に従事した後1年以内に研修を受ける（以降は3年に1回）。 ・クリーニング業務に従事する従事者（有資格者含む）のうち5人に1人に対し、開設の日から1年以内に講習を受けさせる（以降は3年に1回）。 <p>なお、研修を受けたクリーニング師は講習を受けた者とみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者に健康診断を受けさせる等、常に従事者の健康管理に注意する。

関係機関一覧

クリーニング師試験について		
東京都福祉保健局健康安全部 健康安全課（試験・免許担当） 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎30階 ☎ 03-5320-4358（直通）		
クリーニング師研修・クリーニング業務従事者講習、経営相談、融資相談、及びSマーク等について		
公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内 ☎ 03-3445-8751（代表）		
消防（消防設備の設置、維持ならびに検査、危険物の貯蔵及び取扱い等）について		消防法・火災予防条例
八王子消防署 〒192-0902 八王子市上野町 33 ☎ 042-625-0119（代表）		
排水・下水・浄化槽などについて		下水道法・水質汚濁防止法・浄化槽法
	担当機関	連絡先
排水を公共下水道に放流する場合	八王子市 水循環部 水再生施設課（下水道管路担当） 〒192-0906 八王子市北野町 596-3（北野衛生処理センター内）	☎ 042-642-8421（直通）
排水を公共下水道以外に放流する場合 （水質汚濁防止法にかかわる相談・届出等）	八王子市 環境部 環境保全課（環境改善担当） 〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1	☎ 042-620-7255（直通）
浄化槽を設置する場合	八王子市 水循環部 水再生施設課（浄化槽・下水接続担当） 〒192-0906 八王子市北野町 596-3（北野衛生処理センター内）	☎ 042-656-2282（直通）

特別管理産業廃棄物について	廃棄物処理法
<p>八王子市 資源循環部 廃棄物対策課 〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1</p>	<p>☎ 042-620-7458 (直通)</p>
工場・指定作業場について	東京都環境確保条例
<p>八王子市 環境部 環境保全課（環境改善担当） 〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1</p>	<p>☎ 042-620-7255 (直通)</p>
建物の建築（建築確認等）について	建築基準法・東京都建築安全条例 等
<p>○八王子市 まちなみ整備部 建築審査課（意匠担当） 〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1</p> <p>○民間の建築確認検査機関</p>	<p>☎ 042-620-7266 (直通)</p>
用途地域について	都市計画法
<p>○八王子市 都市計画部 都市計画課 〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1</p>	<p>☎ 042-620-7302 (直通)</p>